

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	波田地区 (1区～17区、19区～23区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	929 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	797 ha
② 田の面積	545 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	380 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	200 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	100 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	493 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	179 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・波田地区は山間部から平野部にかけて耕作地が広がり、多種多様の農業が営なまれ地域ごと様々な課題がある。
 ・全体的には担い手(前、中心経営体等)の受入れ希望面積が60haを超えているものの、貸付希望の面積が下回っている。しかしながら、後継者の目途がたっていない割合が半数以上を占めており、将来的に後継者不足、遊休荒廃地の増加が危惧される。このため、地域全体、集落単位で現状を理解し、共通課題とし後継者の育成、集積化に向けた取り組みが必要とされる。
 ・農業用水路や施設の老朽化が進む地区もあり、今後の対応が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物① 水稻を中心とした土地利用型農業を推進し、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入しつつ集約による団地化を進める。
 主要作物② ブロックローテーションにより高収益作物の作付を視野に研究を継続する。
 主要作物③ リンゴを中心とした果樹産地を継承し、高密植栽培その他生産性の向上に資する新たな技術・スマート農業技術等を積極的に取り入れる。また高温耐性のある品種への転換を進める。
 主要作物④スイカの更なるブランド化を進め、同時に作業性の向上を図り農業者の所得向上に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農用地の流動化を図り、担い手への農地集積と集約を進める。併せて遊休農地の発生の防止と解消に取り組む中で、新規参入を促進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34.0	%	将来の目標とする集積率
			34.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地数を減らし、一方で団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
・地域全体での集積・集約の促進 ・現在は、後継者について大きな地域課題となっていないが、アンケート調査からは、今後の後継者不足への懸念、また担い手(前、中心経営体等)の規模拡大希望面積より貸付希望が少ないことから、地域全体の担い手への集積・集約化を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域全体、集落単位での後継者の育成、農地の集積・集約化等による対策を共通の課題として共有し、課題の解決に向けた取り組みを図る。中間管理事業による農地の貸し借りや農地中間管理機構の活用によるメリットを農業者や地域で共有し、可能な行政施策を取り込みながら農地利用に関する調整を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
波田地区において用水路(波田堰土地改良区)の老朽化が著しいため、水路改修を含む基盤整備事業に向けた話し合いを進め、令和8年度までに計画をまとめる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。 ・集落営農組織、農事組合法人、一般社団法人や合同会社など、地域農業を担う中核的組織について研究を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。
②有機農業を推進する。
⑩地域農業の将来を考える上で水路の再整備・改修が必須であり、地権者の同意を得て事業を進める方向で検討する。
⑩JA松本ハイランド管内のライスセンターの再編集約や設備の更新を進める。
⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。